

＝ 病院の理念 ＝
人間の尊厳と患者の権利を守り、安全・安心の医療、差別のない医療、納得の医療を患者様や地域の方々とともに目指します。

東葛の健康

№ 457 2022年 9月号
[毎月5日発行] [定価1部20円]
発行 東京勤労者医療会東葛病院 院長 井上 均
〒270-0153 千葉県流山市中102-1
TEL 04 (7159) 1011(代)
FAX 04 (7158) 9202
http://www.tokatsu-hp.com/services/out/organization/

東葛の医療
産業保健

広がる「産業医」の役割

「労災を防ぐ」に加え、安心して働ける環境をつくる



内田安理佐医師

ストレスチェックや新型コロナウイルスに対する衛生管理のアドバイスなど、働く人の健康を守る「産業医」の役割は増々重要になっていいます。東葛病院で多くの産業保健に関わる内田安理佐医師がお話します。(編集部)

お話しの前に

「産業医」「産業保健」と言われても、どんなものなのかさっぱり見当もつかない、という方も多いかもしれません。しかし、働いている人、ご家族に働いている人がいる、という方にとっては、意外と身近なものです。今、現役で働いている方、今は自分は働いていないけど、家族や身近に働いている人がいる、という方には、ぜひ知っていただきたいお話です。

産業医とは

「産業医」って何者なの？と、あまり聞きなれないかもしれませんが、あるいは、会社に



本文とは関係ありません

事業所規模と産業医

少しややこしくなり

「産業医」っていろいろありますが、どの事業所でも必ず産業医がいるわけではなく、「常時使用する労働者が50人以上」の事業所では、産業医を置いて労働者の健康管理をすることが義務付けられています。労働者が50人以上、1000人以下の事業所では、主に嘱託の産業医が置かれています。嘱託の場合、産業医はだいたい月に一回、事業所内を巡視し、職場に労災が起きそうな危険箇所がないか点検し、作業環境の管理をしています。その他、事業所に義務付けられている健康診断の結果を確認して、就労に問題がないか確認したり、社員さんに職場の安全衛生教育をしたりします。個々の健康相談も行っていきます。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「産業医」「産業保健」と言われても、どんなものなのかさっぱり見当もつかない、という方も多いかもしれません。しかし、働いている人、ご家族に働いている人がいる、という方にとっては、意外と身近なものです。今、現役で働いている方、今は自分は働いていないけど、家族や身近に働いている人がいる、という方には、ぜひ知っていただきたいお話です。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

安心して働ける環境

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

立場は「中庸」

職場環境の厳しい事業所もありますが、現代では労働者の権利は、「労働基準法をはじめ、「労働安全衛生法」などによって厳重に守られています。

「産業医」というと、色々と社員の健康状態をチェックしたり、休憩後、復職する場合などは、働けるかどうかチェックする人、というイメージの方もいらっしゃるかもしれませんが、産業医の立場は、本来あくまで「中庸」です。「この人の今の健康状態は、この作業環境は適切か?」(例えば、高血圧があるのに夜勤が多くなっている、など)「有害物質(有機溶剤、例えばアセトン、トルエンなど)が健康に影響を及ぼしていないか?」「過剰労働、長時間残業などがまん延していないか?」など、

「労働」と「健康」が両立するものではないイメージの方もいらっしゃるかもしれませんが、職場環境も働き方も様々になってきています。「体を壊すまで働く」ということは、決して良いイメージではないと思います。「仕事のために

ケガをした」「仕事のために病気になる」というのは、決して良いことではなく、また、雇用者が「これくらいは仕方ない」と看過して良いものでもありません。労働者の安全と健康を守り、人々が元気で働き、そしてそのことが職場の生産性を上げることにも繋がるよう、産業医をはじめ、産業保健スタッフは活動しています。

「常時1000人以上の労働者を使用する事業所」ではなく、嘱託ではなく、専属の産業医を置くことが義務付けられています。このような事業所は、産業医は月一回事業所を巡視するのではなく、事業所に常駐しています。

聴診器



毎年、9月1日は防災の日です▼この日を含む1週間は「防災週間」とされ、楽しみながら防災意識が高められる数々のイベントが実施されています▼防災訓練と共に、重要性がますます注目されているのはBCPの策定です▼BCPとは、災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画のことです▼このBCPの目的は、自然災害や感染症の拡大、システム障害など危機的な状況に遭遇した時に損失を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図ることにあります▼当院も、2018年にBCPプロジェクトを発足し、2年間様々な角度から情報を集め、策定に向け議論をしてきました。災害時行政との連携は、病院建物やエネルギー資源の供給は、システム障害の復旧の目安や、材料の備蓄等、たくさん学ばました▼近年、台風や集中豪雨による水害、猛暑、暖冬などさまざまな異常気象が発生しています▼防災意識を持つことは特に重要になっていきます。